

# 平成25年度文部科学省税制改正要望事項

平成24年9月7日

※H24税制改正要望事項

## 1.「共創の国」実現に向けた国民的寄附ムーブメントの推進

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等【所得税】       | 新設  |
| (2) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】       | 拡充※ |
| (3) 寄附金控除の年末調整対象化【所得税】                  | 新設※ |
| ・国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に係る税制措置(再掲)<br>【所得税等】 | 新設※ |
|   |     |

## 2. 未来に希望をつなぐ教育資金を通じた世代間資産移転 促進・教育費負担軽減

- |   |       |
|---|-------|
| (1) 教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の<br>創設(金融庁、経済産業省との共同要望)【贈与税】 | 新設    |
| (2) 消費税増税に伴う教育費負担の軽減【関連する税目】                                | 新設・拡充 |

## 3.我が国の「質的成長」を支える教育、文化、スポーツの振興

- |  |              |
|--|--------------|
| (1) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置<br>(内閣府、厚生労働省との共同要望)【法人税、固定資産税等】 | 新設※          |
| (2) 一般社団・財団法人に移行した都道府県私立学校退職金団体の<br>退職金事業に係る利子等の非課税措置【所得税等】  | 新設※          |
| (3) 公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税<br>等の軽減措置の拡充【固定資産税、不動産取得税等】 | 拡充<br>(期限切れ) |
| (4) 国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に係る税制措置<br>【所得税等】                       | 新設※          |
| (5) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】                                      | その他          |

## 4. 持続的な成長を実現し、世界をリードする科学技術 イノベーションの創出

- |   |    |
|---|----|
| (1) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(経済産業省等と<br>の共同要望)【法人税等】 | 拡充 |
| (2) 国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置(内閣府との共<br>同要望)【法人税等】    | 新設 |

## 5.その他

- |   |    |
|---|----|
| (1) 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の措置等<br>【法人税等】 | 新設 |
|---|----|

# 平成25年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

## 1. 「共創の国」実現に向けた国民的寄附ムーブメントの推進

### 【寄附税制関係要望一覧】

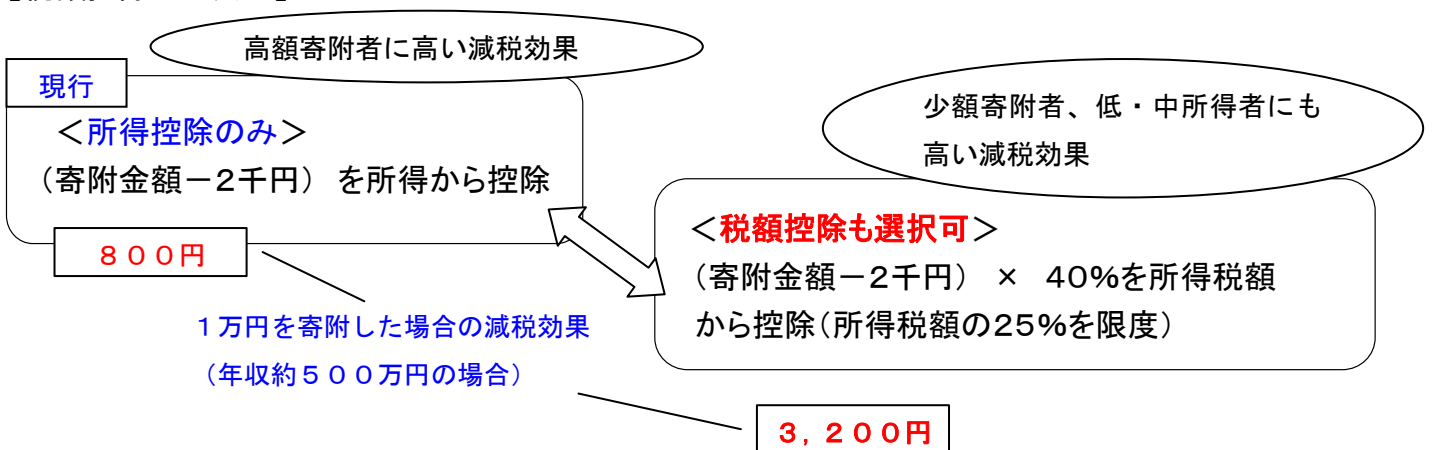
		公立学校 <small>※地方税では、ふるさと納税として税額控除あり</small>	国立大学	学校法人	独立行政法人		
					(独)日本スポーツ振興センター	一般独立行政法人	国立研究開発行政法人
所得税	所得控除	○	○	○	○	○	○
	税額控除	×	× <b>H25要望</b> <small>※H24要望では奨学事業に特化して要望</small>	[ PST要件の見直し ] ↑ ○ (PST要件)	× <b>国立競技場整備事業についてH25要望</b> <small>※H24要望も同様</small>	×	× <b>H25要望</b>
法人税	指定寄附 (全額損金算入)	○	○ (奨学事業を含む教育事業一般)	△ (校舎等の整備、災害復旧、私学事業団を通じた寄附のみ)	×	△ (試験研究用の固定資産取得のための寄附のみ)	

※ 赤字は要望内容

### (1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等(新設) 【所得税】

草の根的な個人からの寄附を更に増やし、社会全体で支え合う寄附文化の醸成のため、寄附税制に関して、平成23年度税制改正により、学校法人等に導入された税額控除と所得控除との選択制度を、国立大学法人等についても導入するなどする。

#### 【税額控除のメリット】



参考1 ● 『平成24年度税制改正大綱』(平成23年12月10日閣議決定)(抜粋)

検討事項

税額控除の対象となる法人について、「新しい公共」を推進する観点から、どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討します。

参考2 ● 国立大学法人の寄附実績<H22実績>

・個人寄附→4万人・約79億円

・法人寄附→2万8千法人・約699億円

## (2) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し(拡充) 【所得税】

平成23年度税制改正により、「新しい公共」を担う学校法人への個人寄附に係る税額控除が導入された。税額控除対象法人となるためには、寄附実績に関する要件(PST(パブリック・サポート・テスト)要件)等が課されているが、学校法人のうち、特に、幼稚園や小・中・高のみを設置する小規模法人等について、PST要件を満たすことは困難である。

幼稚園から大学まで、より多くの私立学校が、個人からの草の根寄附を集めることができるよう、PST要件を廃止する。

### 【税額控除の対象法人となるための要件】

#### <寄附実績に関する要件 (PST要件)>

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上  
又は
- ② 3千円以上の寄附者数が年平均100人以上

#### <情報公開の要件>

- 寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧に供すること

寄附実績の要件を不要とする

#### 参考1

- 『平成24年度税制改正大綱』(平成23年12月10日閣議決定)(抜粋)

検討事項

また、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を対象としています。が、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討を行います。

#### 参考2

- 私立大学等に対する寄附実績<H23実績>

- ・個人からの現金寄附 → 185,783人・約196億円
- ・法人からの現金寄附 → 17,134法人・約256億円

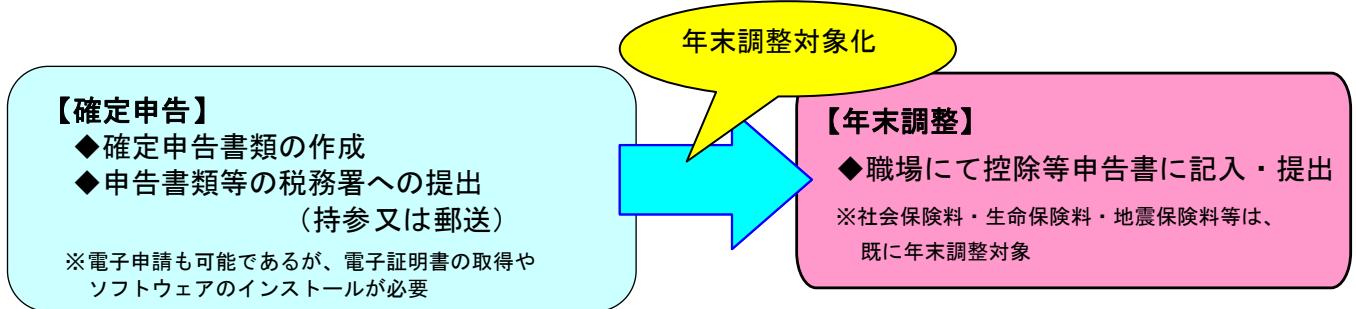
- 寄附実績要件を満たす私立学校等を設置する学校法人数

- ・1法人あたり3千円以上の寄附件数が100件以上の学校法人数  
→182法人(37.3%※)<H21実績> ※回答法人数(488法人)に占める割合

### (3) 寄附金控除の年末調整対象化(新設)

【所得税】

寄附金控除を受けるためには、現在、確定申告が必要なところ、生命保険料控除等他の控除と同様、寄附金控除を年末調整の対象とする。年末調整対象化により、寄附者の事務手続き負担軽減、寄附環境の整備が図られ、寄附インセンティブの増大効果が見込まれる。



#### 参考

- 『平成24年度税制改正大綱』(平成23年12月10日閣議決定)(抜粋)

#### 検討事項

寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。

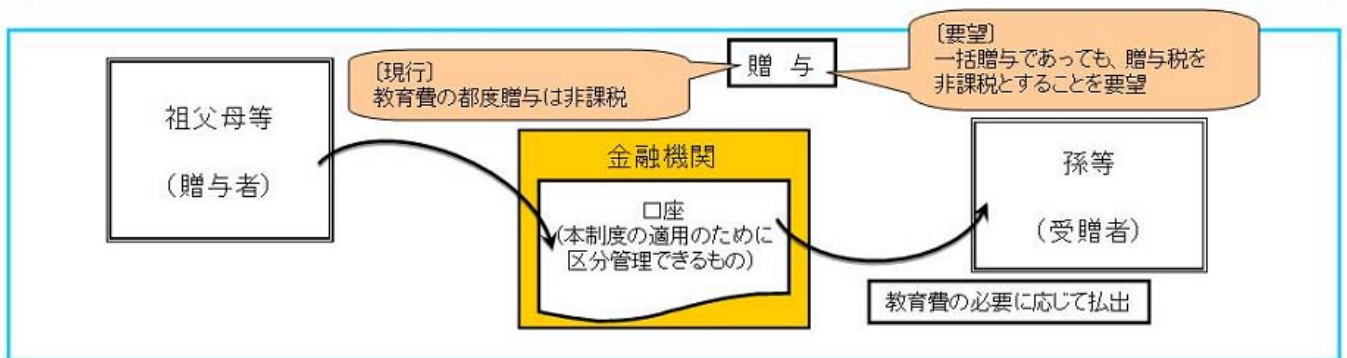
(4) 国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に係る税制措置(後掲)

(5) 国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置(後掲)

## 2. 未来に希望をつなぐ 教育資金を通じた世代間資産移転促進・教育費負担軽減

### (1) 教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設(新設) (金融庁、経済産業省との共同要望) 【贈与税】

高齢者層に偏在している「眠れる金融資産」を子どもの将来の教育費として市場に引き出した上、成長マネーとして有効活用するとともに、子どもの教育資金の確保を図ることを目的とするもので、具体的には、例えば、祖父母が孫に対して教育費として一括贈与した資金について、贈与税を非課税とする。



#### 参考

- 『日本再生戦略』(平成24年7月31日閣議決定)(抜粋)

#### [金融戦略]

(重点施策: 国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大)

我が国家計が保有する金融資産の教育資金としての活用…の観点から、高齢世代から若年世代への資産移転等を促す方策について検討する

## (2) 消費税増税に伴う教育費負担の軽減(新設・拡充)

【関連する税目】

今後、消費税増税に伴い教育費負担は高まるものと予想されるところ、平成25年度税制改正要望として、「消費税増税に伴う教育費負担の軽減」を事項としてあげるもの。

### 参考

#### ● 社会保障・税一体改革 3党合意(平成24年6月15日)

「マイナンバー制度の本格的な稼働及び定着を前提に…所得控除の抜本的な整理と併せて…給付付き税額控除等の施策の導入について…様々な角度から総合的に検討」

「成年扶養控除を含む扶養控除及び配偶者控除の在り方については、引き続き各党で検討を進める」

「低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。」

## 3. 我が国の「質的成長」を支える教育、文化、スポーツの振興

### (1) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置(新設)

(内閣府、厚生労働省との共同要望)

【法人税、固定資産税等】

新たな幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置など、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

**(2) 一般社団・財団法人に移行した都道府県私立学校退職金団体の退職金事業に係る利子等の非課税措置(新設) 【所得税等】**

新公益法人制度により、各都道府県が所管する私立学校退職金社団・財団法人(全47法人)が、一般社団・財団法人へ移行した場合(現時点で14法人が移行を検討または移行済み)、退職資金交付事業における利子等が課税されることになり、学校法人の負担増、学校経営への多大な影響を与える恐れがあるため、これまでどおり、非課税とする。

特例民法法人である私立学校退職金団体

= 利子等に係る所得は非課税

→ 会員である私立学校(幼・小・中・高校等)の教職員退職資金を運用・交付する事業を実施

H25.11  
末まで  
に移行



一般社団・財団法人である私立学校退職金団体

= 原則として利子所得等は課税

→ 退職資金の運用・交付に支障が生じるおそれ



**利子所得等を非課税とする**

**参 考**

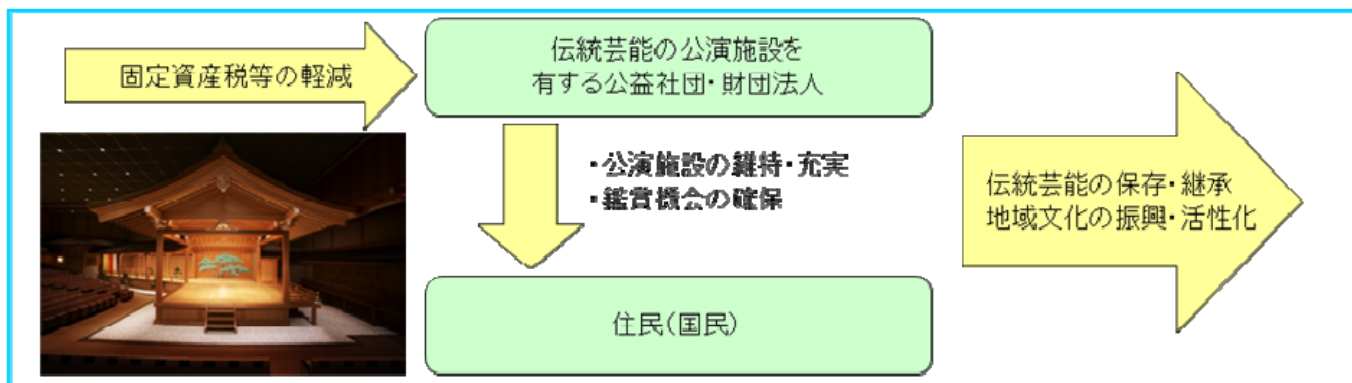
● 移行の検討状況(平成24年7月 全国私学退職金団体連合会調査)

全47法人のうち、

- ・ 公益社団・財団法人に移行済み: 4法人
- ・ 公益社団・財団法人に移行予定 : 29法人
- ・ 一般社団・財団法人に移行を検討 : 13法人
- ・ 一般社団・財団法人に移行済み: 1法人

**(3) 公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置の拡充(拡充) 【固定資産税、不動産取得税等】**

公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置(課税標準2分の1)については、本年度末までの時限措置(2年)となっているところ、措置の恒久化を図る。



**参 考**

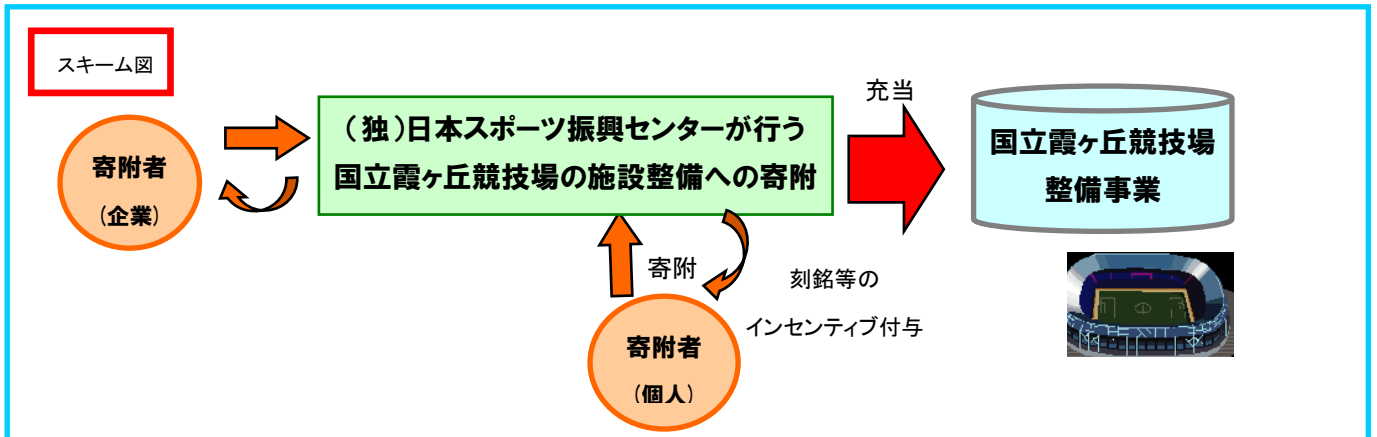
● 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』(平成24年法律第49号)

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。



#### (4) 国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に係る税制措置(新設) 【所得税等】

国際競技大会である2019年ラグビー・ワールドカップ開催や、2020年オリンピック招致に向け、また、老朽化に伴う改築のため、(独)日本スポーツ振興センター(JSC)が所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業について、広く一般から寄附を募集する。このため、寄附税制を拡充(個人寄附に係る税額控除選択制の導入等)する。



#### 参考1

##### ● スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(抜粋)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第27条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

#### 参考2

##### ● 『スポーツ基本計画』(平成24年3月30日文部科学大臣策定)(抜粋)

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(3)スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

寄附税制やスポーツ振興基金・スポーツ振興投票制度等を活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図ることが必要である。

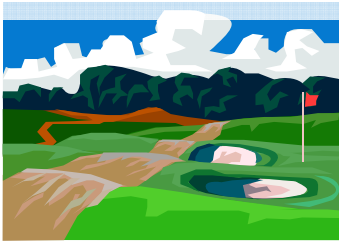
## (5) ゴルフ場利用税の廃止(その他)

## 【ゴルフ場利用税】

昨年成立・施行されたスポーツ基本法により生涯スポーツ社会の実現が理念として規定されたことを踏まえ、国民スポーツ、生涯スポーツとして国民に広く親しまれ、また、2016年リオデジャネイロオリンピックの競技種目でもあるゴルフをプレーする際に課税されるゴルフ場利用税を廃止する。

### スキーム

ゴルフ場利用税  
1人1日につき 標準税率 800円  
制限税率 1,200円



○ゴルフ場利用税決算額(H22)  
546億円(うち市町村交付金額384億円)  
※都道府県収入額の7/10相当額をゴルフ場所在市町村に交付

(沿革)  
昭和29年 「娯楽施設利用税」を創設(対象はゴルフ場のほか、パチンコ屋、ボウリング場、ビリヤード場等)  
平成元年 消費税創設に伴い課税対象をゴルフ場に限定し「ゴルフ場利用税」と改称  
平成15年 非課税措置創設(18歳未満、70歳以上、障害者、国体のゴルフ競技、学校の教育活動として行う場合)

廃  
止

- 消費税との二重課税の解消
- スポーツのうち2016年オリンピック競技種目であるゴルフのみに対する課税の解消
- 昨年成立・施行されたスポーツ基本法の理念「生涯スポーツ社会」の実現へ寄与

### 参考

#### ● スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(抜粋)

(基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

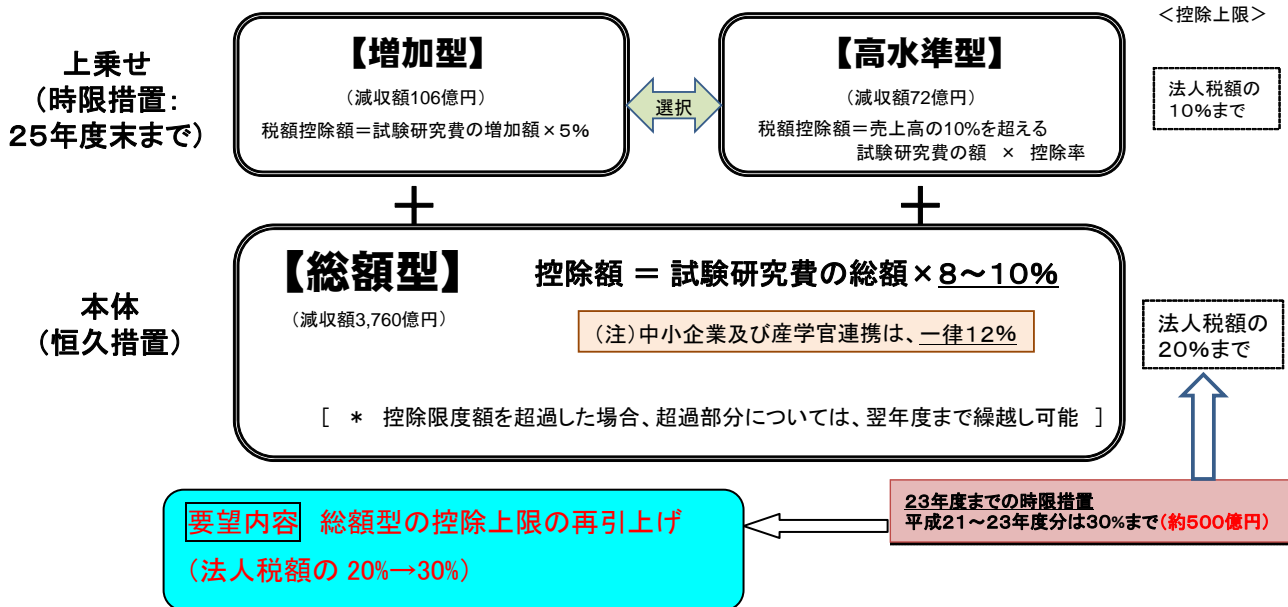
## 4. 持続的な成長を実現し、世界をリードする科学技術イノベーションの創出

### (1) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(拡充)(経済産業省等との共同要望) 【法人税等】

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。

そのため、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除のうち、総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)を行う。

現行制度 【創設年度】S42年度 【減収額】3,938億円(うち中小企業 126億円) (H24年度、経産省試算)



#### 参考

##### ● 『第4次科学技術基本計画』(平成23年8月19日閣議決定)(抜粋)

政府においては、2020年度までの官民合わせた研究開発投資の拡充目標を設定したところであるが、一方で我が国の政府負担研究費割合が諸外国に比して低水準であること、民間企業の研究開発投資が厳しい状況にある中、政府の研究開発投資が呼び水となり、民間投資が促進される相乗効果が期待されること、更に諸外国が研究開発投資目標を掲げて拡充を図っていること等を総合的に勘案し、第4期基本計画においては政府研究開発投資に関する具体的な目標を設定して、投資を拡充していくことが求められる。

このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。

## (2) 国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置(新設)(内閣府との共同要望) 【法人税等】

国立研究開発行政法人に対する民間企業等の寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」とするなど、税制上の所要の措置を講じる。

(※)「国立研究開発法人」とは、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において「研究開発型」に類型化され、また、同基本方針を踏まえ、5月11日に閣議決定された独立行政法人通則法改正案において、「研究開発に係る事務及び事業の最大限の成果を得ること」を目的として規定された法人をいう。

### 背景

- 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針 (H24.1.20 閣議決定)  
「世界の第一線と戦う研究開発の特性に応じ、(中略)イノベーション創出促進の観点からの自己収入の扱い」などについて、「法定化も含め必要な対応を行う。」
- 民主党・行政改革調査会長からの要望書(H24.4.25) (抜粋)  
国立研究開発行政法人の税制の検討に当たっては、**国立研究開発行政法人に対する民間企業等の寄附は全額損金算入とする**など、イノベーション創出促進の観点からの見直しを行う。

### 【要望内容】

○ 民間企業等からの寄附金  
＜指定寄附金化＞ 全額損金算入可能

○ 個人からの寄附金  
税額控除と所得控除との選択制度を導入

### 【目標・効果】

- ・ 自己収入の増大、企業等の公的研究への参画等を促し、イノベーション創出を図ること

## 5. その他

### (1) 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の措置等(新設) 【法人税等】

『独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)』に基づく独立行政法人の統合等に伴う税制上の所要の措置を講ずること。また、被用者年金制度の一元化等に伴う税制上の所要の措置(私学振興事業団に係る固定資産税非課税の継続等)を講ずること。